



基安化発0913第2号

平成24年9月13日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされているところです。

石綿障害予防規則第10条では、吹き付け石綿等の劣化等による石綿の飛散については、除去等の措置を講ずることとされていますが、煙突内の石綿含有断熱材の劣化による石綿の飛散については、措置の対象とはされておられません。

今般の国土交通省の調査結果を踏まえ、たとえ少量であっても煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるようお願いします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内部の清掃等作業を行う場合は、平成24年7月31日付け基安化発0731第2号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。

平成24年7月31日
基安化発 0731 第2号

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示）に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

一方、現在使用されている煙突内についても、石綿含有断熱材等が使用されている場合があり、当該材が劣化してその破片が煙突下部に落下している場合もあると考えられます。これらの石綿を含有する破片等を取り扱う煙突の清掃作業等を実施する場合においても、石綿則に基づき呼吸用保護具等の措置を確実に実施するとともに、その処分に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく措置等が必要になります。

このため、石綿による健康障害を予防するためには、このような清掃等作業において取り扱う破片等に石綿が含有するかどうか確認することが重要となりますので、この確認作業の徹底につきお願いするとともに、労働者に石綿を含有する破片等を取り扱わせる場合には、石綿則に基づく必要な措置の徹底をお願いします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

- 1 石綿則の適用となる作業かどうか確認するため、事業者が煙突の清掃等業務を労働者に行わせる場合は、煙突に使用されている断熱材等が石綿を含有しているかどうか建築物所有者又は業務発注者に確認するか若しくは自ら建築物の図面等により確認すること。その結果、石綿含有断熱材等が使用されている場合は、煙突の清掃等業務において、灰等について目視や石綿含有の分析によりこの断熱材等の破片等が含まれているかどうか確認すること。

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物又は船舶の壁、柱、天井等（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物又は船舶の壁、柱、天井等（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。